

## 池田・府市合同庁舎広告付き案内地図設置事業仕様書

### 1 募集内容

#### (1) 事業名称

池田・府市合同庁舎広告付き案内地図設置

#### (2) 設置場所

大阪府池田市城南1丁目1番1号

池田・府市合同庁舎内 1階（別紙「設置場所図」参照）

#### (3) 業務内容

池田・府市合同庁舎周辺地図を作成・設置する。なお、その地図上に所在する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載することができるものとする。

#### (4) 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間

ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断する場合は、公募条件を変更しないことを前提として1年ごとの申請により5年間を限度に引き続き使用許可することができます。

#### (5) 設備本体

- ① 広告付き周辺案内地図は、縦2,100mmから2,400mm×横4,000mmから5,000mmの範囲内で作成すること。
- ② 電気亜鉛メッキ鋼板（t1.5以上）加工、メタリック焼付塗装と同程度の仕様を施すこと。
- ③ 地図と広告部分は、インクジェットフィルム又はカラーコルトンフィルムを乳白アクリル板と透明アクリル板で挟み込む形あるいはそれと同程度の視認性及び表現力を発揮すること。
- ④ 周囲と調和のとれた色合いにすること。
- ⑤ 音声の発生する機材の設置は不可とする。（音声を発生しないようにできれば可）
- ⑥ 本体枠の角が鋭利とならないように加工すること。
- ⑦ 庁舎施設に負担の少ない方法で固定するなど、地震等でも容易に転倒しないように設置すること。また、撤去の際は原状復帰すること。
- ⑧ 照明はLED内照式とし、調光器により明るさの調整ができるようにすること。またタイマー等により電照時間を自動制御できることとし、手動スイッチによる電源のオン／オフも容易にできるようにすること。
- ⑨ 案内板の裏面についても、池田市（以下「市」という。）及び大阪府（以下「府」という。）のキャラクターや観光名所・伝統文化等をPRできるものと冊子等が収納できるパンフレットラック等を設置すること。

(6)周辺案内地図枠

- ① 地図は本体内に收まり、「池田市内全域」及び「庁舎周辺地図」の構成とすること。
- ② 国土地理院の2500分の1の地図をベースに作成すること。
- ③ 公共施設・災害時の避難場所等市が指定する地点を分かりやすく表示すること。
- ④ 全体的に高齢者や色覚障がい者等すべての利用者が見やすい配色デザインとするこ
- と。
- ⑤ 地図上に所在する広告主の表示を行うことができるものとする。
- ⑥ 広告を設置する場合は、地図上の地点と広告枠の広告が見つけやすいよう番号等で一致させておくこと。

(7)広告枠

- ① 広告主の広告を表示することができるものとする。(写真・名称・所在・電話番号等)
- ② 地図上に広告主の所在を表示する場合は、地図上の地点と広告枠の広告が見つけやすいよう番号等で一致させておくこと。
- ③ 本体内で收まる大きさで作成し、1枠が極端に大きくならないようにすること。

(8)庁舎案内地図枠

- ① 市・府が作成した原案に基づいて庁舎案内地図を表示すること。
- ② 2回目以降の更新時期は基本4月とするが、変更が生じた場合は適宜修正すること。

(9)その他

- ① 製作・設置・移設・撤去等に関する一切の費用は使用者が負担すること。
- ② 破損・汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更等についてのメンテナンスをその都度行うなど、常に正確な情報を発信すること。また、1年に1度は周辺地図全体を貼り替えること。ただし、市・府が貼り替える必要がないと認めた場合はその限りでない。
- ③ 地図上の広告主の表示や広告枠の掲載内容については、掲出予定の10営業日前までに見本を市・府へ提出し、承認を得ること。
- ⑤ 「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、大阪府及び池田市が推奨するものではありません。」等の表示を施すこと。
- ⑥ 「地図及び広告に関するお問い合わせは○○○○（取扱事業者名及び電話番号）」等の表示を施すこと。

## 2 使用料等

市・府が発行する納入通知書により、納付期限までに年間使用料及び電気使用料を支払うこと。なお、支払われた使用料等は返還しない。(ただし、市・府の責めに帰すべき理由で広告を掲載できなかった場合は、別途協議するものとする。)

### 3 その他

- (1) 市及び府の信頼・品位を損なうことのないよう、細心の注意を払うこと。
- (2) この仕様書に明記されていない細部の事項については、市の指示に従うものとする。
- (3) 業務の実施にあたり疑義が生じたときは、両者が協議してこれを解決するものとする。
- (4) 行政情報に関する動画（1本あたり15秒程度）の枠を6本分確保すること。